

## 「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

金融商品取引法（関連する信用金庫法を含みます）では、「特定投資家制度」が導入されており、お客さまは「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（一般投資家）」に区分されます。

本制度では、お客さまからの申出により契約の種類毎（当金庫が該当する種類）に、下記の投資家の区分のとおり「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。

なお、お客さまが「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制が適用除外となります。そのため、「一般投資家」から「特定投資家」へ移行（プロ成り）につきましては、当金庫の審査の結果、お断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 【投資家の区分】

(1)特定投資家（一般投資家への移行不可）	国、日本銀行、適格機関投資家（金融機関等）
(2)特定投資家（一般投資家への移行可）	政府系機関、資本金5億円以上であると見込まれる株式会社等
(3)一般投資家（特定投資家への移行可）	地方公共団体、(1)または(2)に該当しない法人、知識・経験等の一定の要件に該当する個人
(4)一般投資家（特定投資家への移行不可）	(3)に該当しない個人

### <「一般投資家」への移行（アマ成り）について>

移行した場合の有効期間につきましては、期限の定めがございません。アマ成りしたお客さまはいつでもプロ復帰をお申出にすることができます。

### <「特定投資家」への移行（プロ成り）について>

移行した場合の有効期限は原則1年間とされていますが、当金庫では、移行後最初に到来する8月31日（休日である場合を含みます）を「期限日」とさせていただきます。

なお、期限日翌日以降は元の一般投資家に戻りますので、継続をご希望の場合には期限日までに再度、移行のお手続が必要となります。また、期限日までの間、いつでも「一般投資家」への復帰をお申出にすることができます。

以上

